

令和5年度国民健康保険税率等のお知らせ

課税額は世帯の加入被保険者数、所得状況等により異なります。6月中旬にお送りする納税通知書でご確認ください。

■令和5年度 滝川市国保税率等

区分	医療保険分 (すべての加入者)	後期高齢者支援金分 (すべての加入者)	介護保険分 (40歳以上65歳未満)
所得割率(基準総所得金額に対して)	9.1%	2.8%	2.3%
均等割額(加入者1人当たり)	23,100円	6,600円	12,000円
平等割額(1世帯当たり)	23,100円	6,600円	—
課税限度額	65万円	22万円	17万円

※地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金分の課税限度額を上記のとおり見直します。

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

基準総所得金額=前年の総所得金額-基礎控除額最大43万円

※未就学児の均等割額は半額になります。

■国保税の軽減措置について

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が一定以下の世帯は、均等割および平等割の税額が軽減されます。

区分	改正前	改正後
7割軽減 判定基準額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下	変更なし
5割軽減 判定基準額	43万円 + (28万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下	43万円 + (29万円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減 判定基準額	43万円 + (52万円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下	43万円 + (53万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下

※地方税法施行令の改正に伴い、軽減判定基準額について上記のとおり見直します。

※令和5年1月1日時点で、満65歳以上(昭和33年1月1日以前生まれ)の年金所得がある方については、上記基準額に最大で15万円上乗せされます。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

①給与等の収入金額が55万円を超える方

②公的年金の収入金額が65歳未満は60万円、65歳以上は125万円(15万円特別控除を含む)を超える方

○保険税額のモデルケース

計算例① 軽減がない世帯

【世帯主】国保・45歳
給与所得 260万円
基礎控除後 217万円

【妻】国保・42歳

【子ども2人】
国保: 3歳
国保: 8歳



●軽減判定

世帯の合計所得260万円
→軽減判定基準を超えるため
『軽減なし』

●税額の計算

①医療分 $[217万円 \times 9.1\%] + [23,100円 \times 3人] + [11,550円 \times 1人] + [23,100円] = 301,400円$ 国保税年税額
②後期支援金分 $[217万円 \times 2.8\%] + [6,600円 \times 3人] + [3,300円 \times 1人] + [6,600円] = 90,400円$ $\rightarrow (①+②+③)$
③介護分 $[217万円 \times 2.3\%] + [12,000円 \times 2人] = 73,900円$ $= 465,700円$

計算例② 2割軽減該当世帯

【世帯主】国保・73歳
年金所得 90万円
基礎控除後 47万円

【妻】国保・72歳
年金所得 60万円
基礎控除後 17万円



●軽減判定

※65歳以上の年金所得は1人最大15万円を控除
世帯の合計所得120万円
→43万円 + (53.5万円×2人) + {(2人-1)×10万円} 以下
『2割軽減該当』

●税額の計算

①医療分 $[64万円 \times 9.1\%] + [23,100円 \times 2人 \times 0.8] + [23,100円 \times 0.8] = 113,600円$ 国保税年税額
②後期支援金分 $[64万円 \times 2.8\%] + [6,600円 \times 2人 \times 0.8] + [6,600円 \times 0.8] = 33,700円$ $\rightarrow (①+②) = 147,300円$

※それぞれ100円未満切り捨て

問合先 保険医療課 Tel.28-8016